



ゆーたん

きずな協働体(まちづくり協議会)を 設立するには...

きずな協働体(まちづくり協議会)は、各地域の実情に合わせた活動を行っているため、設立の過程も様々です。ガリバーマップ(地域点検)を行い地域を知ることから始めた地区や、地域活動団体(自治会・青年団・消防団など)がそれぞれの活動(地域の伝統事業など)を連携して地域活動を実施する地区もあります。おおむね以下のようなステップ(協議)を踏みながら設立されています。

STEP
1

希望地区に 地域担当職員、 地域支援員を選任

地域支援員は区長さんや消防団などの市民活動団体に所属する地域に
くわしい方々をお願いします。

STEP
2

地域課題・資源の 再発見を通じ 活動方針など検討

まちづくり協議会の活動方針・計画などの検討に入ります。また、地域活動に参加いただくメンバーも増やして、地域の課題解決に向けた組織づくりも同時に進めます。

STEP
3

まちづくり協議会の設立

市民(市民活動団体等)・地域・行政が一緒になって地域づくり活動が始まります。地域の課題を再点検(話し合い)して、地域住民の安全を守る防災事業や伝統行事等の継承、また、学校や活動団体の連携で子ども育成事業や住民・世代間交流事業などを推進していきます。

地域活動に参加してみたい方、大歓迎です!

平成28年4月現在、市内には、57の区と、12の小学校区等がありますが、そのなかでも、にっこばまちづくり協議会(西小林中校区)、すきむらづくり協議会(須木区)、細野まちづくり協議会(細野中校区)、輝けフロンティアのじり(野尻町区)で活発な活動を展開しています。地区により様々ですが、地域で活動する有志の方々が中心となって、きずな協働体(まちづくり協議会)を運営しています。どの地区でも一緒に活動していただける仲間を大歓迎していますので、地域づくり活動にご興味をお持ちの方は小林市役所企画政策課へお気軽にご連絡ください。お住まいの地域活動を展開する地区のきずな協働体(まちづくり協議会)をご紹介します。

こんな方をお待ちしています!

お祭りや
防災訓練などの
イベントで
少しでもお手伝い
できれば...



いで姫

地域で
活動する方と
知り合いたいな。



ゆずちゃん

せっかく
住んでいる
地域のまちづくりの
運営メンバー
として関わって
みたい!



こぼっちょ

自分にもできる
地域活動を
探している。



くり坊

自分の住む
地域を
もっと知りたい!



こすモ〜

【お問い合わせ先】

小林市 総合政策部 企画政策課

TEL:0984-23-0456 FAX:0984-25-1037

E-MAIL:k_kikaku@city.kobayashi.lg.jp

小林市 きずな協働体

検索

はじめようこぼやしで つなげようこどもたちへ



・きずな協働体(まちづくり協議会)とは

・主な役割

・設立されると

・設立状況

・教えてこすモ〜!(Q&A)

・きずな協働体を設立するには

・地域活動に参加するには

市民が主役のまち「きずな協働体」の取組みを紹介します。

小林市では、きずな協働体(まちづくり協議会)の設立・運営を支援します!

きずな協働体(まちづくり協議会)とは?

活動地域をコミュニティエリアとして、地域で活動する各種団体や地域住民が連携・協力し、地域のまちづくりのために自主的に活動するネットワーク組織です。一つの団体だけでは対応が困難なことや、地域で協力しながら取り組む方が効果的・効率的なことに対して、地域の皆さんで考えながら取り組んでいます。

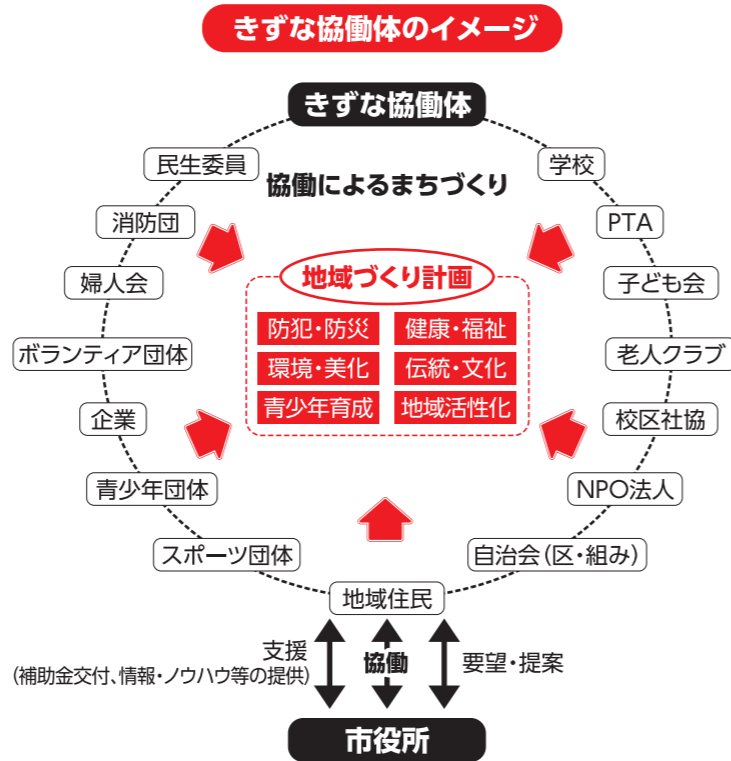
主な役割とは…?

- ① 住民・活動団体等のネットワーク構築
- ② 地域の情報の共有
- ③ 地域課題の把握と解決
- ④ まちづくり活動に向けた連携・協力
- ⑤ 地域活動の役割分担・調整



設立されると…?

- ① 地域の連帯感が向上します!
住民や各団体が連携・協力することで顔の見える地域づくりができます。
- ② 地域活動の相乗効果が期待できます!
情報共有や各団体の連携により、それぞれの持つ知識や経験を活かし合い、より良い活動につなげます。
- ③ 地域課題の把握と解決につながります!
地域全体を見直すことで、課題や資源の再発見につながり、課題解決へつながります。
- ④ 地域の人材を発掘できます!
交流が盛んになることで、地域活動に参加する住民が増えます。
- ⑤ 活動を支援します!
・市がまちづくりに関する情報を提供します。
・地域づくり活動に必要な費用を助成します。
・市の担当職員が運営をサポートします。
- ⑥ 市長に提言ができます!
地域住民が作成するまちづくり案を市長に提言することができます。



教えてこすモ～(Q&A)

きずな協働体(まちづくり協議会)? について教えてください!



Q1 きずな協働体と既存団体(自治会・PTA・NPO・消防団・ボランティア団体など)との関係は?きずな協働体では新たに独自の活動をしなければならないの?

A きずな協働体は、地域づくりを推進する団体や住民をつなぐネットワーク組織です。既存団体にとって代わる組織や既存団体の上立つ組織ではありません。既存団体のこれまでの活動はそのまま取組みますが、各団体の事業を拡充したいような場合や現在取り組まれていない地域課題等を解決するために、活動に参加する各団体や住民のそれぞれの持ち味を活かして連携・協力・役割分担して「住民が考えるまちづくり」をすることを目的としています。新たな活動ではなく、真に地域に必要な活動を推進するものです。

Q2 今、地域では連携が取れていて、問題はないなあ。きずな協働体を設立する必要はあるの?

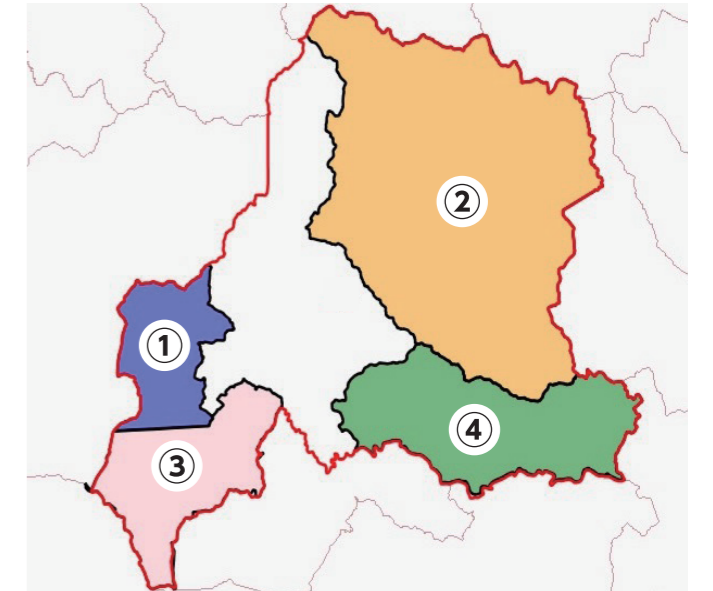
A 市内には、自治会への加入が少ない地域もあり、地域活動に参加したことのない方も多く住んでいます。今ある地域の連携に、誰でも気軽に入れる環境づくりをすることで、地域全体の連帯感が高まり、既存の活動へ新たな協力者が得られることもあります。特に防災など災害に関する取り組みは市民すべてにつながる活動です。協働により「九州一安心安全なまち小林市」を目指すため、きずな協働体を活用していただきたいと考えます。

Q3 きずな協働体(まちづくり協議会)ではどのような活動をしているの?

A 学校行事や地域活動をととして世代間交流や地域の子ども育成事業を実施したり、広報紙等で地域情報を住民に発信する活動をしています。また、自主防災組織の取り組みを推進するため、地域点検を行い、防災マップを作成し、地域の情報を住民で共有出来る取組みを進めています。

地域活動	① 地域づくり事業	② 事務局等設置事業
交付対象事業	地域住民自らが持続可能な地域づくりに取り組むために必要な経費	きずな協働体の安定的かつ継続的な運営のために事務局等を設置する経費
交付率	10/10	10/10
限度額	予算の範囲内で市長が定める	予算の範囲内で市長が定める
備考	地域課題解決となる防災訓練、環境・景観整備、伝統継承、祭りの実施など	事務員の人件費、事務用品購入、事務所運営経費等

きずな協働体設立状況 (H27年度現在)



※活動区域の範囲は、おおむね小・中学校区としています。地域の実情に応じた範囲設定も可能です。きずな協働体の設立協議を進める際に、地域住民(地域支援員)・地域担当職員と地域活動に適正な区域を設定します。

地域の特色を活かした活動をしています!

- ① につこばまちづくり協議会
(西小林中学校区:H25.6設立)
学校と地域が連携し、「茶のん場」や「寺小屋」等世代を超えた子ども育成交流事業を実施。また自主防災組織で、地域の安全を守る活動を展開しています。さらに、自主財源事業への取組みも開始しています!
- ② すきむらづくり協議会
(須木区:H26.11設立)
自治会の組織率が高い地域であるが、山間部に位置するため災害に備えた地域づくりを実施。また「結いの精神」伝統芸能や地域交流、須木の自然を活かした景観整備事業等を核とした活動を展開しています。
- ③ 細野まちづくり協議会
(細野中学校区:H27.1設立)
「なんでも小林で一番!」を合言葉に、学校や地域団体等と連携して、どんど焼き等の伝統継承や、まきばのさくら祭りなど地域を舞台とした祭りを地区住民で運営しています。
- ④ 輝けフロンティアのじり
(野尻町区:H27.6設立)
紙屋一徳まちづくり協議会、野尻小学校区まちづくり協議会、みかんやまスマイル会議と小学校区を中心としたまちづくり協議会が連携し、フロンティア精神の礎を創出し、地域課題解決に向けた取組みを展開しています。